湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

第１　業務概要

１　件名

EJG244102　湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託

２　業務の目的

湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託は、発注者が保有する水道管路等管理システム（以下既存システムという。）の再構築を行うことにより、施設の維持管理業務の効率化や危機管理体制の強化など市民サービスの質的向上を目指すことを目的とする。

３　業務内容

　　　（１）水道管路等管理システム再構築業務

　　　　　ア　既存管路管理システムデータ移行　（管路総延長約650㎞、地図データ等）

イ　ファイリングデータ設定　（給水台帳等）

ウ　管網解析機能稼働・調整

エ　現場用端末導入・設定

（２）保守管理業務

（３）その他業務

ア　システム操作研修

　　　　　イ　その他、発注者が必要と認めるもの

４　システム導入に係る電子計算機（端末）等の条件

　　　（１）発注者が用意するもの

　　　　　ア　仮想サーバー（構築するシステム構成に応じて払い出し）

　　　　　イ　電子計算システム端末５台

なお、発注者の用意する電子計算機の能力は次のとおり。

　　　　　　　・ＯＳ　Windows 10 Pro

　　　　　　　・プロセッサ　Intel(R) Core(TM) i5-8500T CPU @ 2.10GHz 2.11 GHz

　　　　　　　・実装RAM　8.00 GB (7.78 GB 使用可能)

（２）　受注者が調達等別途用意するもの

ア　現場用端末２台（タブレットパソコン等）

　　５　業務期間等

業務期間

契約締結日から令和７年２月28日まで

６　提案見積限度額

（１）消費税及び地方消費税（10％）を含む場合は、28,242,500円

（２）消費税及び地方消費税（10％）を除く場合は、25,675,000円

（３）提案見積金額は、前２項を超えてはならないものとし、契約金額等を示すものではない。

第２　実施形式

　　　公募型

第３　参加資格

参加資格は、参加申込日に単独企業で次の要件をすべて満たす者とする。

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

２　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

３　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

４　会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと。

５　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律77号）第３条または第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他使用人または入札代理人として使用している者でないこと。

６　令和６・７年度湯沢市物品等入札参加資格者名簿において、【コンピュータ業務区分の「システム企画・開発、システム運用・保守、データ入力」の業種】で登録されていること。ただし、参加申込日において登録を受けていない場合は、契約協議期間終了までに登録を受けることができる者であること。

７　募集開始から契約締結の日までの間に、湯沢市建設工事等入札参加者指名停止基準（平成17年湯沢市訓令第31号）又は湯沢市物品購入等競争入札参加資格者指名停止基準（平成28年湯沢市訓令第19号）による指名停止を受けていないこと。

８　品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を取得済で品質保証による社会的信頼や顧客満足の向上を図れると認められる者であること。

９　環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得済で地球環境への負荷に配慮した企業活動を行っていると認められる者であること。

10　情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得済みで、個人情報の適正な保護や、管理のために必要な措置などを講ずることができると認められる者であること。

11　アセットマネジメントシステム（ISO55001）の認証を取得済でアセット（資産）の質の高い維持管理や有効活用に寄与できるものと認められる者であること。

12　国土交通省の建設コンサルタント（上水道及び工業用水道部門）の登録及び、令和５・６年度湯沢市建設工事入札参加資格者名簿に登録していること。

13　法人税、消費税、地方消費税、社会保険料等（健康保険及び厚生年金）に滞納がないこと。

14　過去５年間（令和元年～令和５年まで）に、給水人口３万５千人以上の水道事業体または、管路延長500㎞以上の水道管路等管理システム新規構築、あるいは他社システムからの再構築に関する業務について、元請として複数の完了実績を有すること。

15　業務の管理及び統括を行う管理技術者、成果品を技術上の照査を行う照査技術者、及び本業務に精通した十分な知識と経験を有する担当技術者をそれぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者及び担当技術者は兼務できないものとする。

1. 管理技術者は、次の要件を満たしていること。

ア　技術士（上水道部門）又はＲＣＣＭ(上水道及び工業用水道)の資格を有すること。

イ　管理技術者として給水人口３万５千人以上の規模、または管路延長500㎞以上の水道事業体が発注した類似の業務を複数完了した実務経験を有すること。

ウ　業務開始までに受注者と直接の雇用関係にあること。

（２）照査技術者は、次の要件を満たしていること。

ア　技術士（上水道部門）又はＲＣＣＭ(上水道及び工業用水道)の資格を有すること。

イ　照査技術者として、類似業務の成果品を照査した実務経験を有すること。

ウ　業務開始までに受注者と直接の雇用関係にあること。

（３）担当技術者は、次の要件を満たしていること。

ア　類似業務で３年以上の実務経験を有し、本業務に精通した十分な知識と経験を有すること。

イ　業務開始までに受注者と直接の雇用関係にあること。

16　労働関係に基づく各種規則及び協定を整備し、業務従事者が働きやすい環境づくりができる者であること。

17　導入する水道管路等管理システムは、自社で開発したものまたは、それに準ずるものであり、本市の業務に支障が起こらないよう受注者が責任をもって対応できること。

第４　募集内容

　　１　募集方法

　　　（１）公告

　　　（２）湯沢市ホームページに掲載

第５　受注者決定方法

　　１　受注者決定までの流れは次のとおりとする。



第６　参加資格審査

　　１　申込方法等

（１）提出書類及び提出部数



（２）参加申込書の作成及び提出に係る留意事項

ア　様式第１号から様式７号については、湯沢市ホームページ「上下水道、湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託公募型プロポーザル等の実施について」内にて公開するファイル（Microsoft Excel）を基に作成すること。

イ　使用する言語は日本語、文字サイズは原則11ポイント以上とし、通貨は円により作成すること。

ウ　提出用紙は日本産業規格Ａ４縦とし、インデックスを付けること。

エ　参加申込書の作成及び提出に係る費用は、参加申込者が負担とすること。

オ　虚偽又記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、許容された表現方法以外で記載されているものがあった場合は、失格とする。

カ　再提出及び差替えは認めないものとする。

キ　返却しないものとする。

ク　公正性、透明性、客観性を確保するため、公表されても異議がないこと。

（３）提出期限

令和６年６月20日（木）午後５時00分まで

（４）提出方法

持参又は郵送に限る

郵送の場合は、提出期限まで提出場所に届くこと。

（５）提出場所

　 　　　「第16　問い合わせ先及び担当」まで

　　２　審査

　　　　別紙「提案評価基準書」により、順次審査するものとする。

３　結果通知

（１）結果通知書により通知する。

（２）参加資格を満たす者（以下「参加資格者」という。）には、本実施要領、要求水準書、提案評価基準書等を同封する。

第７　質疑・回答

　　　本実施要領、要求水準書等に質疑がある場合は、次のとおりとする。

１　質問提出書類

質問（回答）シート（様式第21号）

湯沢市ホームページ「上下水道、湯沢市水道管路等管理システム業務委託公募型プロポーザルの実施について」内にて公開するファイル（Microsoft Excel）で作成し、提出（送信）すること。

２　質問提出期限（参加資格者）

令和６年７月４日（木）正午　まで

３　問い合わせ方法

電子メールに限る

４　問い合わせ先「第16　問い合わせ先及び担当」まで

５　質疑回答方法等

（１）質疑のあった参加資格者に対して令和６年７月11日（木）まで電子メールで回答する。

（２）質疑回答一覧（参加資格者名を伏せた）をすべての参加資格者に配布する。

第８　企画提案書作成方法等

　　１　企画提案書の作成方法



２　企画提案書の作成及び提出に係る留意事項

（１）様式第８号から19-2号については、湯沢市ホームページ「上下水道、湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託公募型プロポーザルの実施について」内にて公開するファイル（Microsoft Excel、PowerPoint）を基に作成すること。

（２）使用する言語は日本語、文字サイズは原則11ポイント以上とし、通貨は円により作成すること。

（３）様式第８号については日本産業規格Ａ４縦とし、様式第９号から様式19-2号については、日本産業規格Ａ４横とする。

（４）提出する企画提案書には、インデックスを付け、ページ番号を記載すること。

（５）企画提案書類（様式第9号から様式19-2号）の電子データ一式をCD-ROM等電子媒体に格納し提出すること。

なお、格納する電子データは通して印刷できるようにしたPDF形式とする。

（６）参加資格者の責任において、必ず履行できる提案とすること。

（７）発注者が追加資料の依頼を行った場合は速やかに提出すること。

（８）要求水準書は必要最低限の要件を定めたものであり、要求水準書の内容を満たす代替提案についても認めるものとする。なお、代替提案も無く実現不可能な内容は、任意様式で説明すること。

（９）要求水準書に記載のない必要な項目等があった場合は、参加資格者の判断により、提案できるものとする。

（10）企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加資格者の負担とする。

（11）提案見積書（様式第19-1号）は、すべての提案経費を含み、追加費用がないこと。

（12）再提出及び差替えは認めないものとする。

（13）企画提案書は、返却しないものとする。

（14）公正性、透明性、客観性を確保するため、公表されても異議がないこと。

（15）記載漏れや許容された表現方法以外を記載した場合は、落選とする。

（16）次の違反があった場合、企画提案書を無効及び提案見積限度額を令和６年10月18日までに納付するものとし、指名停止措置を行なわれても異議がないこと。

　　ア　虚偽又は履行できない提案の記載があった場合

イ　発注者の承諾なく、受領した資料の情報（メモ、画像、動画撮影含む）を無断開示及び使用した場合

３　企画提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

（１）提出期間

　　　　　　令和６年７月12日（金）から令和６年７月25日（木）正午　まで

（２）提出場所

　　　　　　「第16　問い合わせ先及び担当」まで

（３）提出方法

持参又は郵送に限る

郵送の場合は、提出期限まで提出場所に届くこと。

第10　審査方法等

　　１　選定委員会

湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託業者選定委員会要領によるものとする。

２　審査基準等

提案評価基準書によるものとする。

３　一次審査について

　　　（１）審査日程予定

令和６年７月26日（金）から令和６年８月１日（木）まで

４　二次審査（プレゼンテーション、デモンストレーション/ヒアリング）について

　　　（１）審査日程予定

令和６年８月21日（水）から令和６年８月22日（木）まで

（２）審査会場及び控室予定

湯沢市役所本庁舎（秋田県湯沢市佐竹町1番1号）

会場（２階会議室23・24）、控室（２階相談室21・22）

（３）審査出席者及び説明者

ア　説明者は配置予定の業務責任者が行うこと。

イ　出席者数は４名以内

ただし、プレゼンテーション、デモンストレーション/ヒアリングにおける説明及び質疑応答のため担当技術者の参加は必須とする。

ウ　「二次審査の出席者について（報告）」（様式第20号）を令和６年８月16日（金）正午　までに「第16　問い合わせ先及び担当」に提出すること（郵送または電子メール）

エ　電子メールにて提出した場合は、二次審査（プレゼンテーション）当日に、原本を提出すること。

（４）審査説明資料

ア　企画提案書類（様式第９号から様式19-2号）を用いて説明を行うこと。

イ　提出した企画提案書類とプレゼンテーション、デモンストレーション/ヒアリングにおける説明資料の内容に違いがないこと。ただし、様式第12号から様式第18号の「※1」以下の文言については削除可能とする。

ウ　提出した企画提案書以外に説明用の追加資料等は認めないものとする。

　　　（５）審査説明デモンストレーション

　　　　　ア　提案システムの実機を用いたデモンストレーションを行うこと。

　　　　　イ　デモンストレーションでは、次の操作、説明は必ず行うこと。

　　　　　　〇 電子計算システム端末の操作説明

　　　　　　　　・検索、情報読込、印刷、画面操作（スクロール等）、

レイヤ表示（切替・表示・非表示）

　　　　　　〇 編集の操作説明

　　　　　　　　・配水管や給水管等の新規登録操作（管路の延長描画等）

　　　　　　　　・管路への情報登録操作（ファイリング）

　　　　　　　　・管路等編集操作（工事データ管路一括更新）

・外部データ操作（CSV等抽出・取込み）

　　　　　　〇 レイヤ管理機能説明

・レイヤ編集（追加・削除）

・レイヤ毎の情報編集（水道施設や固定資産情報等）

　　　　　　〇 管網解析

　　　　　　　　・既存管路の増径縮径シミュレーション（複数試算の比較）

　　　　　　　　・管網解析の処理能力（広範囲解析における処理時間）

　　　　　　〇 現場用端末

　　　　　　　　・現場用端末へのデータ（システム情報）の取込みや基本操作説明など

（６）審査時間

ア　プレゼンテーションは60分以内（実機デモンストレーションを含む）

　　なお、プレゼンテーションは、提案説明（15分以上）を行った後、デモンストレーション（15分以上）を行い、併せて60分以内にすること。

イ　ヒアリングは、25分以内

（７）審査準備物品

ア　発注者は、ホワイトボード、スクリーン及びプロジェクターを準備する。

イ　前項以外の必要な物品は参加資格者が準備すること。

（８）審査の順番

湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託業者選定委員会の委員長が執り行う抽選により決定する。

　　　（９）審査の公開及び情報

ア　非公開で実施する。

イ　事務局職員については例外とする。

ウ　審査内容等は、録音、録画し、記録する。

　　なお、記録した内容は当プロポーザルの審査目的以外には使用しない。

５　企画提案書審査の途中辞退

参加資格者が参加を辞退する場合は、次の事項を確約し、参加辞退届（様式第22号）を提出すること。

（１）発注者の承諾なく、受領した資料及び現場説明会の情報（メモ、画像、動画撮影含む）を無断開示及び使用することがないこと。

（２）違反した場合は、提案見積限度額を納付するともに、指名停止措置が行なわれても異議がないこと。

第11　審査結果等

１　審査結果の通知

　（１）一次審査結果

令和６年８月８日（木）までに通知する。

　　　（２）二次審査結果

令和６年８月26日（月）までに通知するとともに、湯沢市ホームページで公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加資格者を特定できないように可能な範囲で配慮する。

なお、電話等による問合せには一切応じない。

２　落選理由の説明について

落選の審査結果理由については、次により説明を求めることができる。

（１）提出様式

日本産業規格Ａ４縦（自由記載）

（２）提出期限

令和６年９月２日（月）正午　まで

（３）提出場所

「第16　問い合わせ先及び担当」まで

（４）提出方法

持参又は郵送に限る

郵送の場合は、提出期限まで提出場所に届くこと。

第12　日程（予定）



第13　情報公開及び提供

　　　プロポーザル方式による受注候補者の決定における公平性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、次のとおり湯沢市ホームページで公表するものとする。



第14　優先交渉権者及び受注者の決定

１　委員会の結果をもとに優先交渉権者を決定し、企画提案及び見積内容を総合的に確認する。発注者は、優先交渉権者に見積書の提出を求める契約手続き等を行い、受注者を決定する。

２　優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の決定結果の上位者から順に上記契約手続きを行う場合がある。

３　契約金額は、提案見積限度額を超えないものとする。

４　契約における契約保証金は、湯沢市上下水道事業の業務に係る契約に関する規程（湯沢市財務規則第123条を準用）による。

５　委託料の支払いについては、委託業務の完了検査後、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

ただし、完了検査後から令和７年４月１日までの期間については、仮運用期間とし保守料等の費用は発生しないものとする。

第15　業務実施上の条件

　　　要求水準書、受注者の企画提案書、契約書等のとおりとする。

第16　問い合わせ先及び担当

　　　〒012-8501　秋田県湯沢市佐竹町１番１号

秋田県湯沢市建設部上下水道課水道班

電　話：0183-55-8215（直通）

ＦＡＸ：0183-72-2299

Ｅ-mail ：suido@city.yuzawa.lg.jp